

# 組合だより

第 8 3 号

3月4日  
2005年

発行所  
**岡山大学職員組合**

〒700-8530 岡山市津島中 2-1-1  
電話 086-252-1111 (代)  
(内線) 7168  
直通・FAX 086-252-4148

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス [ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp](mailto:ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp)



団交 千葉理事ほかと 組合役員

## 1月21日16時から17時40分まで本部5階会議室で 二回目の団体交渉開かれる

組合だより第81号に報じたように、休憩時間問題、非常勤職員問題、附属学園産前休暇問題、組合事務所移転問題などの要求を掲げて、大学側と団体交渉を行いました。いくつかの問題について、大学当局は組合の要求に理解を示しました。しかし、「検討する」としたり、確答を避けた場合があります。それらの対応には誠実団交義務という観点からすると問題を残したようにも思われます。組合と大学との間で交わされることになっている確認文書については次号でお知らせするとして、ここでは交渉経過についてお知らせします。

出席者は、組合側：中富委員長、荻野書記長、榊原副委員長、大島副委員長、村上副委員長、矢田執行委員、今福執行委員（附属学園）、宮本書記、当局側：千葉理事、中川総務企画部部长、寺中人事課課長、中尾人事課主査、高橋人事課専門職員でした。

### 昼休みを1時間に

まず、懸案のお昼休みを12時13時の1時間（始業・終業は従来通り）とする要求に対して、大学側は、就業時間については労働者代表と協議し、学長の判断で決定したものであり、現段階の問題が生じていないこと、就業時間の短縮は社会の理解が得られない可能性もあると述べ、様子を見たいと回答しました。

それに対し組合側は、昼休みを1時間とし勤務を7時間45分としても社会の理解が得られると主張しました。ある委員は、労基法1条2項（管理者は労働条件の向上を図らねばならない）に立脚し、改善をお願いしたいと述べました。大学側は、部局の担当者が業務効率化と勤務時間削減についての会議を次週に行うと回答しました。

### 時間外労働問題

組合は、時間外労働手当の不払いの根絶と、時間外労働の削減を要求しました。これに対し大学側は、時間外労働の申告が阻害されることのないよう徹底させる、また、時間外労働の削減には業務の抜本的見直しが必要で、先の勤務時間問題と併せて根本的に議論して早急に対策を講じ、その経過について報告すると回答しました。

### 非常勤職員問題

非常勤職員について、組合は、その常勤化と、過渡的措置として常勤職員との均衡を図ってほしいと要求しました。  
(次ページへ)

(前ページから)

大学側は、パート労働法、パート労働指針に沿って検討していかねばならないと考えている、非常勤職員制度の建前と「常勤的非常勤」という実態との間に矛盾があることを認めました。

これは大きな成果といってよいと思われま。今後、早急な検討作業の開始や、数値目標の設定などを求めていく必要があります。

### 附属学園、産前休暇問題

附属学園の、産前休暇を公立学校なみの8週間にしてほしいという組合側の要求に対して、大学側は、岡山県と調整の上、問題がなければ、実施したいと回答しました。

### 組合ボックス問題

現在大学から無償貸与されたプレハブが、老朽、手狭、無トイレのうえ、防犯・防火の心配もあるため、早急に組合事務所を移転したいとの申し入れに対して、大学側は、今年度の補修

## 組合事務所を探しています

現在の事務所は、昔、昔、組合の売店でした。その後、売店は廃止され、物置としていろんな物がつめこまれていました。法文の近くにあった事務所が取壊しになる時、(1998.12月)物置は半分に縮小され(だから会議の時は狭い)、塗装してもらって使っています。何たって、夏の暑さ、冬のすきま風はとてもひどい。雨が降ると床は3カ所水浸し。近隣の組合は、学部内の広いスペースで組合員が気安く出入りしているんですよ。みんなの組合が発展していくためにも、「あれば」ではなくて、「ここを」という気概でぜひ候補地を探してください。

お願いしま - す。

は困難であるが、移転については、組合が候補の部屋をみつけた場合、組合に貸与するよう当該部局に働きかける、また、こちらでも部屋探しを行うと回答しました。

## 座標軸

また、傷ましい殺傷事件が発生した。17歳の少年による教職員殺傷事件である。本当の動機は、ここでも、はっきり分らない。そうした類の目を覆いたくなる事件が、繰り返し繰り返し起きる。警察庁の二〇〇三年「少年非行の概要」によれば、刑法犯として検挙された少年の人数が三年連続で増加し、二〇〇三年の検挙された少年(一四一・九歳)は一四万四〇〇〇人、実に前年比一・九%増である。なかでも殺人、強盗、放火、婦女暴行などの「凶悪犯」は前年より一・四%増だということ。「私たち大人は今を生きる子どもたちと同じ時代を生きています。子どもたちに強く表れている社会的な病理は、私たち大人が作りあげてきた『豊かな社会』が生みだしたものです。その社会病理は、子どもも大人も、人間の人間らしさ(人間的自然)が土台から崩れかけているために起きていると考えられるのです。」(村山士郎『事件に走った少女たち』)「豊かさ」が常態となってしまった社会では、飢寒の苦しみに耐え、飢寒から身を守るために共同するといった連帯感、遠いものとなってしまっている。しかも、その豊かさは、当たり前のものでありながら、万人の前にひとしく開かれていくわけではない。豊かさはまた、人々のあいだの差別の巨大さでもある。人生の戸口に立つ少年たちの前にひろがる世界はあまりにもグロミイな二極世界だ。親たちは、子どもの未来を心配してのことであるが、勉強しろ、宿題しろと「うざったい」かけ声で子どもたちを追いかける。肥大化する欲望、果てしもなく増殖していくバーチャルな空間。その先に、早くも惨めで、救いのない漂流するフリーターの世界が見え隠れしている。二極世界のエリート界に入れたかった子たちに、世人は、さかしらにも「自己責任」の罵声でとどめを刺す。少年たちには、どのような救いがあるのだろうか。私たちの未来は、この若い世代にかかっている。若い世代を守るためにも、私たちは、この偽りの「豊かな」社会から、一刻も早く脱出しなければならぬと思う。(い)

## 団体交渉と労働協約の学習会報告

昨年12月27日午後1時半より3時過ぎまで、法学部の藤内教授を講師として団体交渉と労働協約の学習会がありました。この学習会は、これから労働協約を締結していく上で重要だということで経営者側から提案されたもので、大学当局からは人事課の寺中人事課長と中尾主査が、組合側からは中富執行委員長と荻野書記長と宮本書記が出席しました。だいぶ後になってしまいました。その時のお話を紹介します。

### 団体交渉権は労働基本権

最初に、団体交渉の取り扱いについて説明がありました。団体交渉は、憲法28条や労働組合法によって労働基本権として保障されており、使用者が団体交渉に応じないことは不当労働行為に当たり、組合は労働委員会やさらには裁判所にまでも訴えることができま

す。このように、組合側が団体交渉を申し入れた際、経営者側が、例えば組合側の要求には応じられな

### どのレベルでの交渉か

団体交渉は、独立した代表と財政と規約を持っていけば、組合の下部組織(支部、分会など)でも行えます。しかし、組合にも色々なレベルがあつて、連合や全労連などの全国的レベル、全大教などの産業のレベル、岡大職組などの企業のレベル、そしてその下の学部別単組のレベルがあります。団体交渉するときには、どのレベルでの団体交渉をするのかをはっきりさせることが大切です。岡大職組の場合も、団体交渉事項を、連合体として扱うか、各学部の単組で扱うかをはっきりさせることが重要で、その場合、交渉事項に対して誰が権限を持っているかがメルクマールとなります。

連合体としては、大学全般に関するあるいは複数の学部に関わる団体交渉事項があるときに、団体交渉を大学に要求することになります。今は、ある特定の学部のみに関わると思われることでも、大学全体の就業規則の変更が必要になる場合もある。各学部単組での団体交渉よりも、連合体を通しての団体交渉が増えるでしょう。今後団体交渉を行うには、一つの懸案に関して、その位置付けをはっきりさせることが大切と分かりました。

### 団体交渉事項

団体交渉事項には、1. 集团的労使関係に関わる事項と、2. 労働条件事項とがあります。1. 集团的労使関係に関わる事項とは、組合活動に関する事項(組合事務所、掲示板、組合費の控除などの便宜供与)、団体交渉に関する事項、争議行為に関する事項などがあります。2. 労働条件事項は、賃金、労働時間、福利厚生、安全などがあります。その他に、経営者側が新しい機械や生産方法を導入したり、アウトソーシングを行ったりす

ることによって人員削減を行ううとする場合に、組合側が団体交渉を申し入れる交渉事項は、使用者が交渉に応じる義務があり、義務的交渉事項と言います。

### 成果主義導入の場合

岡山大学では今後、「成果主義」が導入されることが危惧されますが、これは制度設計そのものが大変な労力を伴うものです。成果主義が導入される場合には、その制度設計の時に、組合が組合員からの意見を聴取するなどして、その役割を果たすのがいいのではないかということでした。

### 労働協約について

最後に労働協約についてです。労働協約は組合側と経営者側との契約です。「覚書」という形であっても、組合側と経営者側の署名があれば、労働協約として扱われます。今後は、団体交渉のやり方を労使で話し合っ

てルールをはっきりさせ、必要な所は文章化しようということになりました。(オ)

# 全大教から 新潟中越地震の救援募金の報告と御礼

全大教によれば、募金額は単組・個人から2,772,668円と全大教「自然災害関係基金特別会計」からの100万円を合わせ、合計3,772,669円(利息1円を含む)となりました。

このお金は、1.新潟県災害対策本部、2.新潟大学職員組合の被災者等、3.長岡高専へ届けられました。

災害本部へは、第1次分として1月7日に100万円、第2次分として1月28日に1,389,964円計2,389,964円が届けられました。

新潟大学職員組合の被災者等へ届けた募金の総計は、110万円、被災組合員への見舞金

(住宅の全壊・半壊については10万円、該当者3名計30万円)、家財など被災には5万円、該当者12名計60万円)が届けられたほか、組合としての救援活動等の費用として20万円充てることとされました。

被害の大きい長岡高専へは、

高専協議会の意向をふまえ、282,705円が届けられました。

全大教は、各単組及び組合のみなさまのご協力に厚く感謝致しています。

全国大学高専教職員組合と新潟大学職員組合とは、「全大教新聞」(2月10日付)及び全大

教ホームページに、「ご協力いただきました全国の組合および組合員の皆様に重ねて厚く御礼を申し上げます」旨のお礼状を掲載しています。

被害を受けられた人々が一日も早く、復旧に向かわれることを、あらためてお祈りします。

**岡大職組は、組合員からのカンパ1万円と職員組合財政からの義援金10万円を送りました。**

さんぼみち

四駆のワゴン車がスリップしてガードレールを突き抜けて鉄道線路上に転落したというニュースにショックを受けた。四駆スタッドレスで、たいていの雪道は行けるものと思っていたからだ。

雪道走行には、結構苦労したものである。チェーン掛けが一番最初のテストが、例外的にうまく行っただけで、あとは何度やっても手こずるだけ。果ては、フックがちゃんとしていなかったせい、途中で、片方のチェーンを落としてくる始末である。

以来、チェーンはやめにして、四駆スタッドレスを愛用してきた。乾いた道路と山かげの溶けた雪が凍っている箇所が交互に出てくるような道を行くとき、レバーを引くだけの操作で、2駆と4駆とが切り替わる装置は、とても好便である。

しかし過信は禁物である。この事故もそれを証拠立てている。だから、わたしは、今でも雪道を行くときには、注意の上にも注意を払う。スキー場までの道のりは、遠いのである。オ

フ・シーズンも、スタッドレスこそ履いていないものの、ワゴン車を動かしているのだ。一年中かけてスキー場へ向かっているのだと笑った友だちもいた。フランスのことわざに、「恋、狩り、スポーツ。千の苦しみ一つの喜び」というのがあるが、雪道をおそろおそろ走るたびに、わたしはいつもそれを思い起こす。

だが、うまく斜面を処理して、気持ちよく滑れたときの喜びをなんに喩えたらいいのだろうか。それはほんの一瞬である。だが、その至福の瞬間のためには、「千の苦しみ」ももの数ではない。

雪となり斜面となって  
舞い降りる

(k)

### 編集後記

気合いを入れて臨んだ二回目の団体交渉では、附属学園の産前休暇についての要求はほぼ認められそうな状況であり、非常勤職員関連の要求でも確かな手応えがありました。このように、良い職場作りに向け一歩ずつ進めていきたいと思えます。(む)